

『住みたい美しいまち 多久』再生計画 変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>1 地域再生計画の名称 『住みたい美しいまち 多久』再生計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 佐賀県、多久市</p> <p>3 地域再生計画の区域 多久市の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 《省略》</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (5 - 1) 全体の概要 公共下水道事業においては、平成10年8月10日に下水道法の認可を受け事業を推進しているが、当該認可の事業期間が17年度末であること、また、汚水処理人</p>	<p>1 地域再生計画の名称 『住みたい美しいまち 多久』再生計画</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 佐賀県、多久市</p> <p>3 地域再生計画の区域 多久市の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標 《省略》</p> <p>5 目標を達成するために行う事業 (5 - 1) 全体の概要 公共下水道事業においては、平成10年8月10日に下水道法の認可を受け事業を推進しているが、当該認可の事業期間が17年度末であること、また、汚水処理人</p>

口普及率が平成16年度末で26%に留まっていることから、処理区域の拡大を図ることとし、平成17年4月26日に変更認可の申請を行い、平成17年7月26日に変更の認可を受けた。

今回の汚水処理施設整備交付金で取り組む公共下水道の事業地区は変更認可の、拡大区域の中の一部を対象としているが、その対象地区である中多久地区、浦山地区の両地区は市内各所に点在する石炭産業繁栄時の旧炭鉱住宅街で、市内でも有数の住宅密集地であると同時に、生活環境の改善が大きな課題となっている地区でもある。

また、浄化槽設置事業(個人設置型)については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域(有明海流域)」の対象地域として要件を満たしており、公共下水、農集排事業の認可地区以外の地域を対象に整備を図り、両事業をベストミックスすることにより、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化のスピードアップを図る。

また、多久市は、佐賀県の“へそ”部分に位置しており、伊万里・唐津市にある港湾への物流ルート及び県内の商工業での輸送ルートにもなっている。更に、多久は、県内観光地への分岐点でもあり、現在、市の中央部では

口普及率が平成16年度末で26%に留まっていることから、処理区域の拡大を図ることとし、平成17年4月26日に変更認可申請の事前協議を行っている。また、変更申請にかかる認可については、平成17年9月頃の認可見込みである。

今回の汚水処理施設整備交付金で取り組む公共下水道の事業地区は変更認可の、拡大区域の中の一部を対象としているが、その対象地区である中多久地区、浦山区の両地区は市内各所に点在する石炭産業繁栄時の旧炭鉱住宅街で、市内でも有数の住宅密集地であると同時に、生活環境の改善が大きな課題となっている地区でもある。

また、浄化槽設置事業(個人設置型)については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域(有明海流域)」の対象地域として要件を満たしており、公共下水、農集排事業の認可地区以外の地域を対象に整備を図り、両事業をベストミックスすることにより、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化のスピードアップを図る。

また、多久市は、佐賀県の“へそ”部分に位置しており、伊万里・唐津市にある港湾への物流ルート及び県内の商工業での輸送ルートにもなっている。更に、多久は、県内観光地への分岐点でもあり、現在、市の中央部では

商業地域の街並再生（区画整理）を実施していることから、これらを“核”に東・西・南部方面からの流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。具体的には、国・県道からの支線となる基幹的市道8路線約4.1kmの拡幅工事を行うことにより、市内外から流入する通行を市中心部へ容易に收容する。

《記載場所変更》

また、山間部においては、林道約1kmの開設を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図るとともに、間伐材等の林産物の搬出を容易にする。

《記載場所変更》

商業地域の街並再生（区画整理）を実施していることから、これらを“核”に東・西・南部方面からの流入形態を市街地或いは各観光施設へ導く交通アクセスを確保する。具体的には、国・県道からの支線となる基幹的市道7路線約3.7kmの拡幅工事を行うことにより、市内外から流入する通行を市中心部へ容易に收容する。道整備に係る市道路線の認定については、道路法第8条（市村道の意義及びその路線の認定）に基づき、市長が市議会の議決を得て認定されたものであり、各路線の認定年月日は以下のとおりである。

【市道7路線分】

納所・牛ノ尾線	S . 5 7 . 3 . 2 4
両の原・中小路線	S . 5 7 . 3 . 2 4
白仁田線	S . 5 7 . 3 . 2 4
別府・古賀山線	S . 5 7 . 3 . 2 4
山犬原・東原線	H . 8 . 6 . 2 4
中山・長尾線	S . 5 7 . 3 . 2 4
牟田辺・谷下線	S . 5 7 . 3 . 2 4

また、山間部においては、林道約1kmの開設を行うことにより森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化を図るとともに、間伐材等の林産物の搬出を容易にする。なお、林道広平線については、成

(5 - 2) 法第四章の特別措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

《省略》

(2) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市道8路線については、道路法に規定する市道認定済

納所・牛ノ尾線 S . 5 7 . 3 . 2 4

両の原・中小路線 S . 5 7 . 3 . 2 4

白仁田線 S . 5 7 . 3 . 2 4

別府・古賀山線 S . 5 7 . 3 . 2 4

山犬原・東原線 H . 8 . 6 . 2 4

中山・長尾線 S . 5 7 . 3 . 2 4

牟田辺・谷下線 S . 5 7 . 3 . 2 4

13年度の佐賀東部地域森林計画に記載されている。

(5 - 2) 法第四章の特別措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

《省略》

(2) 道整備交付金を活用する事業

宮の前・牟田辺線 S . 5 7 . 3 . 2 4

・林道（広平線）

森林法による佐賀東部地域森林計画（平成13年度樹立）に路線を記載。

[施設の種類	(事業区域)	事業主体]
市 道	(多久市)	多久市
林 道	(多久市)	多久市

[事業期間]

市道（平成17～21年度）
林道（平成18～21年度）

[整備量及び事業費]

市道 4 . 1 km (計 4 . 0 7 4 km)

林道 1 . 1 km (計 1 . 0 8 0 km)

総事業費 1,557,000千円
(うち交付金 778,500千円)
(内訳)市道 1,477,000千円
(うち交付金 738,500千円)
林道 80,000千円
(うち交付金 40,000千円)

[施設の種類	(事業区域)	事業主体]
市 道	(多久市)	多久市
林 道	(多久市)	多久市

[事業期間]

市道（平成17～21年度）
林道（平成18～21年度）

[整備量]

市道 3 . 8 km (計 3 . 7 7 4 km)
林道 1 . 0 km

[事業費]

総事業費 1,457,000千円
市道 1,377,000千円
(うち交付金688,500千円)
林道 80,000千円
(うち交付金 40,000千円)

(5 - 3) その他の事業

《省略》 ~

市内循環バス・路線バスのネットワーク充実
道路運送法第 8 0 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、多久市自家用自動車有償バスの運行に関する協議を市民代表者等の委員も加えて行い、平成 1 7 年 1 0 月にバス運行をスタートし、これまで以上の利便性向上を図っていく。

6 計画期間

《省略》

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率は、多久市の人口に対して、汚水処理施設の利用可能な人口をもって定量的な数値が算出されるため、客観的な目標達成の評価が可能である。

また、4 に示す道整備交付金事業ならびに汚水処理施設整備交付金事業における計画目標については、市内において「地域再生計画推進会議」を設置し、事業の進捗

(5 - 3) その他の事業

《省略》 ~

市内循環バス・路線バスのネットワーク充実
道路運送法第 8 0 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、多久市自家用自動車有償バスの運行に関する協議を市民代表者等の委員も加えて行い、平成 1 7 年 1 0 月にバス運行を目指すと共に、これまで以上の利便性向上を図っていく。

6 計画期間

《省略》

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

汚水処理人口普及率は、多久市の人口に対して、汚水処理施設の利用可能な人口をもって定量的な数値が算出されるため、客観的な目標達成の評価が可能である。

また、市内において「交付金整備事業推進会議」(仮称)を設置し、事業の進捗状況等の検討を行いながら、達成状況の確認作業を随時行う。

状況等の検討・公表を行いながら、達成状況の確認作業を随時行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

《省略》

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

《省略》